

書面化等定着のための取組について

国土交通省から平成26年1月22日に貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正及び「トラック運送業における書面化推進ガイドライン(以下「書面化推進ガイドライン」)」の発出、標準貨物自動車運送約款の改正、荷主勧告制度の改正がなされ、いずれも平成26年4月1日から施行されることとなった。

全日本トラック協会としては、これを踏まえ、平成26年度事業計画書(案)にも記載されているとおり、下記の取組を行い、トラック運送業における基本契約締結の普及、運送引受書交付の定着を図っていく。

○トラック運送業における基本契約、「書面化推進ガイドライン」による運送引受書交付に関するマニュアルを作成してホームページに掲載する等により、十分な周知及び浸透を図る。

○上記マニュアルを活用した基本契約の締結、運送条件等に係る重要事項の書面化についてのセミナーを全国で実施する。

【参考】(公社)全日本トラック協会 平成26年度事業計画書(案)(抄)

【重点施策】

(3)トラック運送業における契約の書面化の推進

国の書面化推進ガイドラインの策定及び省令施行を踏まえ、トラック運送事業者及び荷主等に対して、国土交通省等と連携しモデル運送契約書等を活用した普及セミナーを全国で実施するとともに、様々な媒体を活用して十分な周知及び浸透を図る。